

門真市一般廃棄物収集運搬業者に対する不利益処分及び行政指導に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年門真市条例第23号）及び門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則（昭和63年門真市規則第1号）の規定に基づき、法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に対する不利益処分及び行政指導について、必要な事項を定めることにより、不利益処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「不利益処分」とは、許可業者に対して行う法第7条の4の規定による許可の取消し又は法第7条の3の規定により期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止の命令をいう。

（不利益処分の対象となる行為）

第3条 市長は、許可業者が法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときにおいて、行政指導では法の目的の達成が困難と認めるときは、当該許可業者に対して不利益処分を行うものとする。

（不利益処分の基準）

第4条 市長は、許可業者が別表の違反行為の欄に掲げる行為を行ったときは、当該許可業者に対し、同表の処分内容の欄に定める処分を行うものとする。

（不利益処分の加重）

第5条 市長は、別表の第2類の項違反行為の欄に定める違反行為を行った許可業者（以下「違反業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより不利益処分を加重することができる。

- (1) 過去の違反行為により事業の停止命令を受けた許可業者が、当該処分がなされた日から起算して5年を経過する日までの間に違反行為を行った場合 事業停止

日数の2倍

(2) 当該違反行為の態様及び生活環境への影響等から情状が特に重い場合 事業停止日数の2倍

(3) 違反行為が複数ある場合 より重い処分の事業停止日数の1.5倍

2 前項の規定により算定された事業の停止に係る日数が90日以上となる場合は、その許可を取り消すことができる。

(不利益処分の減輕)

第6条 市長は、違反業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める事業の停止日数の2分の1を下限とした処分又は事業の全部の停止処分を事業の一部に限る処分に減輕することができる。ただし、前条第1項の規定による不利益処分の加重を行うときは、この限りでない。

(1) 違反行為について、事案の故意性、反復継続性、社会的影響等を考慮し、情状を酌量する理由があると認められる場合

(2) 違反行為後適切な是正措置を講じる等、減輕するに足りる理由があると認められる場合

(不利益処分の公表)

第7条 市長は、不利益処分を行った場合は、次に掲げる事項を本市のホームページ等において公表するものとする。

(1) 不利益処分の対象者の名称及び代表者の氏名（個人にあってはその氏名）及び主たる事務所の所在地

(2) 不利益処分を行った日

(3) 不利益処分の内容

(4) 不利益処分の根拠法令

(5) 不利益処分の原因となった事実

2 前項の規定による公表の期間は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 許可の取消し 処分日の翌日から起算して5年を経過する日までの期間

(2) 事業の停止 当該停止の期間

(指導書の交付)

第8条 市長は、違反業者が第6条の規定により不利益処분을減輕することができる

場合であって、行政指導により法の目的を達成できると認めるときは、不利益処分に代えて当該違反業者に対し、指導事項を記した別に定める指導書を交付して行政指導を行うことができる。

- 2 前項の規定による行政指導により是正されない場合又は同項の規定により指導書を交付した日から起算して3年を経過する日までの間に違反行為が行われた場合においては、同項の規定は、適用しない。

(細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条、第5条、第6条、第8条関係）

区分	違反行為	関係条文	処分内容
第1類	不正手段により許可を受けたとき (変更及び更新を含む。)	法第7条第1項、 法第7条第2項、 法第7条の2第1項	許可の取消し
	法に定める欠格事由に該当したとき。	法第7条第5項第4号	許可の取消し
	無許可で事業の範囲を変更したとき。	法第7条の2第1項	許可の取消し
	不正手段により許可事業の範囲を変更したとき。	法第7条の2第1項	許可の取消し
	事業停止命令違反をしたとき。	法第7条の3	許可の取消し
第2類	生活環境保全上必要な許可条件に違反したとき。	法第7条第11項	事業停止30日
	処理基準違反をしたとき。	法第7条第13項	事業停止60日
	再委託禁止違反をしたとき。	法第7条第14項	事業停止10日
	名義貸し禁止違反をしたとき。	法第7条の5	事業停止60日
	投棄禁止違反をしたとき。	法第16条	事業停止60日
	不法投棄・不法焼却目的収集運搬をしたとき。	法第16条、第16条の2	事業停止10日
	焼却行為禁止違反をしたとき。	法第16条の2	事業停止60日
	指定有害廃棄物処理禁止違反をしたとき。	法第16条の3	事業停止30日
	報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	法第18条第1項	事業停止10日
	検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	法第19条第1項	事業停止10日
改善命令違反をしたとき。	法第19条の3	事業停止10日	

措置命令違反をしたとき。	法第19条の4	事業停止60日
門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則（昭和63年門真市規則第1号。以下「規則」という。）第11条に規定する許可等の基準に該当しなくなったとき。	規則第11条	事業停止（改善に必要な期間）
正当な理由なく業務の全部又は一部を休止したとき。		事業停止（改善に必要な期間）
上記以外の違反行為をしたとき。		事業停止10日